通院ボランティア通信

No.92

はーと なび

一般社団法人 全国腎臓病協議会
〒170-0002 東京都豊島区巣鴨１－20－9 巣鴨ファーストビル３階
2014 年5月19 日発行 TEL:03(5395)2631 FAX:03(5395)2831 E-mail:sougei@zjk.or.jp

自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲等のあり方に関する検討会

国土交通省 あり方検討会“最終とりまとめ”を公表
福祉有償運送 利用者を“障害者以外にも拡大”提言

■ “最終とりまとめ”を国土交通省が公表

自家用有償運送の地方への権限移譲のあるべき姿について討議する有識者会議「自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲等のあり方に関する検討会（以下、あり方検討会と表記）」の最終提言となる“最終とりまとめ”が公表されました（提言内容は下表をご参照下さい）。

自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲等のあり方に関する検討会
最終とりまとめ（概要）

（１）事務・権限移譲に関する考え方

○ 移譲の目的は、地方公共団体による創意工夫をこらした地域の交通ネットワークの形成・充実の取り組みを促進することにある。

○ 移譲が有効活用されるようにするためにも、国土交通省が今回の提言内容を速やかに実施し、継続的にフォローアップを行っていくべきである。

（２）移譲の進め方

○ 移譲先の市町村長又は都道府県知事を国土交通大臣が指定する方式により、希望する市町村等に対して移譲する制度とする（いわゆる手上げ方式）。

○ 移譲される市町村等が事務を適切に遂行する能力・体制を備えていることが必要である。このため、国土交通省は移譲指定の基準の明確化、指導・助言等を行うべきである。また、移譲後も、移譲を受けた市町村等と密接に連携すべきである。

（３）運用ルールの緩和と運営協議会のあり方の改善等

○ 運用ルールの緩和

・市町村長が適切と認める「権利能力なき社団」も実施主体として認めるべきである。

・運送できる旅客として、一定の条件の下で、①地域外からの生活支援ボランティア、②社会参加が困難な者、③地域外からの訪問者等も認めるべきである。

○ 運営協議会のあり方の改善

・運営協議会は、他の交通関係協議会と連携するほか、まちづくり、福祉、教育等の分野と一体的に議論を行うべきである。

・国土交通省は、協議対象の合理化、合意形成の円滑化に向けて、先進事例に関する情報提供、関係者に対する研修機会の提供、コーディネーター役としての有識者の活用や不合理なローカルルールの是正の促進等を進めるべきである。

■「運用ルールの緩和」すべての地域に適応

“最終とりまとめ”の内容は多岐にわたりますが、以下では「運用ルールの緩和」の提言内容についてお伝えしたいと思います。

当初、この「運用ルールの緩和」は権限の移譲を受けた市町村に限定して行われるものと考えられていましたが、“最終とりまとめ”によれば、すべての市区町村で適応されるものとして提言されています。つまり、この内容は権限移譲の有無にかかわらず全ての地域に適応されるため、すべての送迎事業所に直接かかわる重要な項目といえます。

■ 市町村判断で実施主体・旅客範囲拡大へ

「運用ルールの緩和」の提言内容は、①実施主体の範囲拡大、②旅客の範囲拡大の 2 点です。

① 実施主体の範囲拡大

あり方検討会は「権利能力なき社団」を市町村長が適切であると認めた場合、実施主体として認めるべきである、と結論付けました。

「権利能力なき社団」とは、一定の目的のために作られた人の集まり（組織・団体）であり、法人格をもたないものを指します。具体的には町内会、サークル、学会などが相当します。現行制度では、自家用有償旅客運送の実施主体となることができるのは、ＮＰＯ法人、一般社団法人や一般財団法人、社会福祉法人などの法人格をもつ団体に限られていますが、今後は地域で活動する法人格をもたない団体にも実施主体になる可能性が出てくると考えられます。

② 旅客の範囲の拡大

あり方検討会は、市区町村長の判断により旅客（利用者）の範囲を、地域外の生活支援ボランティア、障害は有しないが社会参加が困難な事情が認められる者、地域住民以外の者（訪問者）まで拡大するよう提言しています。

特に福祉有償運送に関係する部分では、障害者や要介護者等に限られていた旅客の範囲がについて、従来は利用者として認められなかった「障害者・要介護状態ではないが、健康上の理由から移動が困難な方」も市町村長が障害者等に準ずると認めれば利用者とすることができるよう、提言しています。

■ 制度見直しの実現にむけて注視が必要

今後、国土交通省はこの提言をもとに自家用有償旅客運送の制度見直し（施行規則の改正）にむけて最終調整を行うものとみられますが、提言内容が正しく反映されるのか、注視が必要です。引き続き「はーど・なび」では新たな情報が入り次第お伝えしていきます。

あり方検討会“最終とりまとめ”：
http://www.mlit.go.jp/common/001037614.pdf

《トピックス》

介護従事者平均給与 7,180 円ＵＰ 介護従事者処遇状況等調査結果より

厚生労働省は、介護職員の賃金等処遇について平成 24 年と平成 25 年の比較調査を行い、結果を発表しました。

慢性的な働き手不足にあるとされる介護業界に対し、厚生労働省は賃上げや研修の実施等の処遇改善を行った事業所に対し、介護報酬への特別な加算（介護職員処遇改善加算）を行うなどの措置をとってきました。厚生労働省の調査によると、平成 25 年 10 月時点でこの加算を受けるための届け出をしている事業所は全介護事業所（63,984 事業所）の 87.2%にのぼり、その結果、平成 25 年

の介護職員（月給制）の平均給与は平成 24 年に比べ、おおむね上昇したといいます。

しかしながら、加算の届け出をした事業所にもかかわらず賃金が下がっている方が一部存在していることも調査では明らかになりました。同じヘルパー職であっても、非常勤職員の方の平均給与は平成 24 年に比べ２千円以上下がっています（下表参照）。

また、時給制の介護職員について、非常勤の方の場合、時給が高くなるにつれて実労働時間数が減少する傾向にあり、平均給与額は必ずしも高くなっていません。超高齢化社会を迎えた今、介護職員の方が安心して働くことができる環境、専門職にふさわしい処遇整備が求められます。

介護職員（月給制）の平均給与差額

職種		差（平成 25 年－平成 24 年）
ヘルパー	常勤	＋ 7,180 円
	非常勤	－ 2,470 円
看護職員	常勤	＋ 7,850 円
	非常勤	＋ 4,180 円
生活相談員 支援相談員	常勤	＋ 9,350 円
	非常勤	＋ 8,420 円
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 又は機能訓練指導員	常勤	＋ 8,690 円
	非常勤	＋ 5,470 円
ケアマネジャー	常勤	＋ 7,010 円
	非常勤	＋ 1,300 円

平成２５年介護従事者処遇状況と調査結果：
http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/jyujisya/14/index.html

岐阜県　新設特養に独自の補助金
既存特養との介護報酬差額を補てん

岐阜県は、新設の「多床室」の特別養護老人ホーム（特養）に対し、独自に運営費を補助する取り組みを始めました。岐阜県が補助金の対象としているのは、１居室に２～４床のベッドを備えた「多床室」とよばれる特養のうち、2012 年度以降に新設されたものです。「多床室」特養は、前回の介護報酬改正で、2012 年度以降に新たに開設した施設は１１年度以前からの既存施設より介護報酬が４％程度引き下げられました。岐阜県の助成金は、その格差分を補てんすることで新設施設を支援することがねらいです。

現在、厚生労働省は、入居者の個性や生活リズムを尊重したケアをめざすという観点から、特養の個室化を推進しています。そのため、近年新設される特養の多くは個室タイプとなっており、「多床室」の開設は減少傾向にあります。しかしながら、「多床室」は入居者の利用料が個室の半分程度で済むため低所得の方も入りやすく、常に一定のニーズがあるといわれています。

昨年６月時点で約１万７千人の特養入所待機者のある岐阜県では、上記のようなニーズをふまえ「多様な選択肢として多床室は必要」と補助金の意義を説明しています。なお、このような新設の「多床室」への助成金制度は全国初の取り組みです。

《事務局より》

■２０１３年度通院送迎活動実績について

いつも活動状況報告書の提出にご協力いただき、ありがとうございます。

みなさまのご協力により、2013 年度の送迎実績の集計作業は無事終了いたしました。なお、こちらの集計結果は本年の“全国大会 in さぬき”資料集のなかに掲載し、多く会員のみなさまにご覧いただく予定です。

今後とも報告書の定期提出にご協力下さいますよう、よろしくお願いいたします。